



※建築整備施設、公園整備施設に関する注記

注1 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

「計画説明書」には設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

「全体工程表」には、実施設計、各種協議、申請及び工事期間を含む。

注2 成果物のサイズは協議による。

注3 部数に打合せ用資料は含まない。

注4 改修設計は、改修前・改修後の図面を作成すること。

注5 透視図は、新水泳場、陸上競技場管理棟を対象とする。陸上競技場管理棟については、内観透視図は必要に応じて作成すること。

注6 工事費概算書については、事前に市と協議の上、補助対象内外経費が判別できるよう項目について設定すること。特に令和7年度に必要となる経費については令和6年9月末日までに示すこと。